

公営住宅法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 公営住宅の入居者の家賃の算定の基礎等となる収入の計算について、同一生計配偶者に係る控除を定めること。

(本則関係)

第二 この政令は、平成三十年一月一日から施行するものとする。

(附則関係)